

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 件 名 | 木曽川上流ダム冷暖房設備点検等業務 |
| 2 履 行 場 所 | 岐阜県恵那市東野字花無山2201-79
木曽川上流ダム総合管理所 外 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日 から 令和8年3月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 一般競争(指名競争)参加資格業者のうち役務の提供の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けていること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま
す。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略する
ことができます。 |
| 2)提出方法 | FAXによる(※FAX番号は、4) に記載された番号)。なお、FAXに抛りがたい場合は、
持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る)による。 |
| 3)見 積 書
提出期限 | 令和7年11月20日 (木) 12:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221 |
| 5)担 当 者 | 契約担当 中原 |
| 6)質 問 書
提出期限 | 令和7年11月13日 (木) 12:00 まで
※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。 |
| 7)見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度
の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和 7
年11月21日 12:00 までとします。 |
| 8)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。
また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはで
きません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日
(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金
額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |
| 4)契約書については、別添の請書によるものとします。 | |

仕 様 書

(木曽川上流ダム冷暖房設備点検等業務)

第1章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、「木曽川上流ダム冷暖房設備点検等業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

第2節 業務の概要

本業務は、木曽川上流ダム総合管理所、岩屋ダム管理所及び味噌川ダム管理所に設置されている冷暖房設備、換気扇並びに除湿機の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るために点検等業務を行うものである。

第3節 履行場所

岐阜県恵那市東野字花無山 2 2 0 1 - 7 9 木曽川上流ダム総合管理所

岐阜県恵那市東野字花無山 2 2 0 1 - 5 7 阿木川ダム防災資料館

岐阜県下呂市金山町卯野原 6 - 2 7 岩屋ダム管理所

長野県木曽郡木祖村小木曽 2 0 5 8 - 2 2 味噌川ダム管理所

長野県木曽郡木祖村大字小木曽 1 1 6 0 - 5 味噌川ダム防災資料館

第4節 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

第5節 一般事項

1) 受注者による準備資材

本業務において、木曽川上流ダム総合管理所 操作室・無線室の静電式高性能フィルター(プレフィルター)及び受変電室・送風室のプレフィルター交換時に使用する以下資材を受注者が準備するものとする。

(1) R-MESA フィルター	MF-DW21C	4 個
(2) R-MESA フィルター	MF-DW22C	2 個
(3) プレフィルター	DS-600-31-M	8 枚

2) 発注者による支給材料

本業務において、使用する以下の材料を発注者が受注者に対し支給するものとする。

(1) 作業に必要な電力		
(2) 保護フィルター	610mm×610mm×20t (PS-400)	4 枚
	305mm×610mm×20t (PS-400)	2 枚

3) 準拠規程

本業務の履行に当たっては、仕様書で規定するほか、次の基準等にも準拠するものとする。

- (1) 労働安全衛生法（厚生労働省）
- (2) フロン排出抑制法（環境省）

4) 安全管理等

作業に当たっては安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めることとし、各施設等の運用に支障を来さないよう最善の注意を払うものとする。

5) 提出図書

提出図書の内容及び部数は次によるものとする。

- (1) 履行報告書 1 部
(履行前と履行後の状況がわかるものとする。)
- (2) その他担当職員が指示したもの（打合せ簿等） 必要部数

6) 疑義等

仕様書等について疑義がある場合は、担当職員と協議の上、決定するものとする。

7) 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の施行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当職員とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

第2章 点検・清掃

第1節 主要設備仕様・業務内容

設備の主要仕様及び業務内容については、以下に示すとおりとする。

- (1) 木曽川上流ダム総合管理所 別紙1-1、別紙1-2
- (2) 岩屋ダム管理所 別紙2-1、別紙2-2
- (3) 味噌川ダム管理所 別紙3

第3節 フィルター交換・フィルター清掃

交換・清掃を実施する際には、以下に留意するものとする。

- (1) フィルター交換等作業中は他の設備に影響を及ぼさないよう注意すること。
- (2) 室内作業については、塵が拡散しないよう養生を行うこと。

第4節 点検

点検は定期点検とし、以下のとおりとする。

- (1) 外機点検 異常音や振動、破損や劣化箇所等の確認。
- (2) 内機点検 内部の破損や劣化箇所等の確認、ベルト等消耗品の状態確認。
- (3) 全熱交換器点検 エレメント、フィルター及び運転の状態確認。

第5節 設計変更

本業務の設計図書の内容に変更が生じた場合は、発注者に協議するものとし、これを発注者が必要と認めたときは、契約変更の対象とする。

第6節 作業実施日

受注者は、担当職員と作業実施日について事前打合せを行い、決定するものとする。

第7節 その他

機器の不具合等により本業務の内容を追加又は変更する必要がある場合は、受注者は速やかに発注者と協議し、追加又は変更に係る費用を見積書により担当職員へ報告するものとする。

○木曽川上流ダム総合管理所

木曽川上流ダム総合管理所で実施する業務内容は、以下のとおりとする。

作業区分	設置箇所	室区分	作業等内容	規格・寸法	数量
フィルター交換	管理所 B 1	操作室・無線室	静電式高性能フィルター(保護フィルター)交換	610W*610H*20t (PS-400)	4 枚
				305W*610H*20t (PS-400)	2 枚
			静電式高性能フィルター(プレフィルター)交換	MF-DW21C	4 個
				MF-DW22C	2 個
	管理所 B 2	受変電室 送風機	プレフィルター交換 AST-56-60	DS-600-31-M	8 枚
フィルター清掃・ 点検	管理所 1 F	水質試験室	室内機フィルター清掃・内機点検	FHGP45DC	1 台
			換気扇フィルター清掃	VL-150ZSD	1 台
		食堂	室内機フィルター清掃・内機点検	FHGP56DC	2 台
			換気扇フィルター清掃	LGH-N50CX	1 台
	管理所 2 F	大会議室	室内機フィルター清掃・内機点検	FHCXP112CB	3 台
			換気扇フィルター清掃	LGH-N35CX	3 台
		所長室	室内機フィルター清掃・内機点検	FHGP71DC	2 台
			換気扇フィルター清掃	LGH-N35CX	1 台
	管理所 2 F	副所長室	室内機フィルター清掃・内機点検	FHGP71DC	2 台
			換気扇フィルター清掃	LGH-N35CX	1 台
		事務室	室内機フィルター清掃・内機点検	FHCXP71CB	4 台
			換気扇フィルター清掃	LGH-N35CX	2 台
	管理所 2 F	操作室・無線室	全熱交換器フィルター清掃・全熱交換器 点検	LGH-N100RXD	1 台
	管理所 3 F	会議室	室内機フィルター清掃・内機点検	FDTZP805SA	1 台
	防災資料館 1 F	2 階	室内機フィルター等清掃・内機点検	RP-20HL3	1 台
		1 階	室内機フィルター清掃・内機点検	FDTXP1604H	1 台
			室内機フィルター清掃・内機点検	RAS-HE2M	6 台
	防災資料館別棟	別棟	室内機フィルター清掃・内機点検	FDKZP635S	2 台
点検	管理所 1 F	水質試験室	外機点検	RZRP45BAT	1 台
		食堂	外機点検	RZRP112BA	1 台
		大会議室	外機点検	RZXP335CB	1 台
	管理所 3 F	会議室	外機点検	FDCVP805HK	1 台
	管理所 R F	所長室	外機点検	RZRP140BA	1 台
		会議室	外機点検	RZRP140BA	1 台
		事務室	外機点検	RZXP280CB	1 台
		操作室・無線室	外機点検	RCR-AP280KV	3 台
	管理所 B 1		外機点検 (室内機)	RP-AP800KVP	1 台
			内機点検 (電気集塵機)	R-MESA	1 台

	管理所 B 2	受変電室	内機点検（送風機）	B F S - 4 5 K T 6 0	1 台
			内機点検（フィルターユニット）	F H G P	1 台
	防災資料館	1 階	外機点検	R C R - 2 0 H 3	1 台
		2 階	外機点検	F D C V P 1 6 0 4 H	1 台
			外機点検	R A S - H E 2 M	2 台
	防災資料館別棟	別棟	外機点検	F D C V P 6 3 5 H K	2 台

建物区分	階	室区分	設備等	設置箇所	規格・寸法	数量	作業等内容	交換	外機点検	内機点検	全熱交換器 点検	清掃
管理所	1階	水質試験室	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン SZRG45BAT	1F 室外	RZRP45BAT	1台	外機点検	-	1回	-	-	-
			換気扇	1F 室内	FHGP45DC	1台	室内機フィルター清掃・内機点検	-	-	2回	-	1回
				1F 室内	VL-150ZSD	1台	換気扇フィルター清掃	-	-	-	-	1回
		食堂	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン SZRG112BAD	1F 室外	RZRP112BA	1台	外機点検	-	1回	-	-	-
			換気扇	1F 室内	FHGP56DC	2台	室内機フィルター清掃・内機点検	-	-	4回	-	2回
				1F 室内	LGH-N50CX	1台	換気扇フィルター清掃	-	-	-	-	1回
		大会議室	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン SZXC335CBM	1F 室外	RZXP335CB	1台	外機点検	-	1回	-	-	-
			換気扇	1F 室内	FHXP112CB	3台	室内機フィルター清掃・内機点検	-	-	6回	-	3回
				1F 室内	LGH-N35CX	3台	換気扇フィルター清掃	-	-	-	-	3回
	2階	所長室	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン SZRG140BAD	R 室外	RZRP140BA	1台	外機点検	-	1回	-	-	-
			換気扇	2F 室内	FHGP71DC	2台	室内機フィルター清掃・内機点検	-	-	4回	-	2回
				2F 室内	LGH-N35CX	1台	換気扇フィルター清掃	-	-	-	-	1回
		会議室	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン SZRG140BAD	R 室外	RZRP140BA	1台	外機点検	-	1回	-	-	-
			換気扇	2F 室内	FHGP71DC	2台	室内機フィルター清掃・内機点検	-	-	4回	-	2回
				2F 室内	LGH-N35CX	1台	換気扇フィルター清掃	-	-	-	-	1回
		事務室	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン SZXC280CBW	R 室外	RZXP280CB	1台	外機点検	-	1回	-	-	-
			換気扇	2F 室内	FHXP71CB	4台	室内機フィルター清掃・内機点検	-	-	8回	-	4回
				2F 室内	LGH-N35CX	2台	換気扇フィルター清掃	-	-	-	-	2回
	3階	会議室	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン FDTV805HK5SA	3F 室外	FDCVP805HK	1台	外機点検	-	1回	-	-	-
				3F 室内	FDTZP805SA	1台	室内機フィルター清掃・内機点検	-	-	2回	-	1回
操作室	B1階	操作室・無線室	空冷パッケージエアコン	B1 室内	RP-AP800KVP	1台	外機点検（室内機）	-	1回	-	-	-
			電気集塵機	B1 室内	R-MESA	1台	内機点検	-	-	2回	-	-
			プレフィルター	B1 室内	MF-DW21C	4個	静電式高性能フィルター（プレフィルター）交換	1回	-	-	-	-
			プレフィルター	B1 室内	MF-DW22C	2個	静電式高性能フィルター（プレフィルター）交換	1回	-	-	-	-
			保護フィルター	B1 室内	610W*610H*20t(PS-400)	4枚	静電式高性能フィルター（保護フィルター）交換	1回	-	-	-	-
			保護フィルター	B1 室内	305W*610H*20t(PS-400)	2枚	静電式高性能フィルター（保護フィルター）交換	1回	-	-	-	-
	2階		全熱交換器	2F 室内	LGH-N100RXD	1台	全熱交換器フィルター清掃	-	-	-	1回	-
	R階		RP-AP800RKVP	R 室外	RCR-AP280KV	3台	外機点検	-	3回	-	-	-
受変電室	B2階	受変電室	送風機	B2 室内	BFS-45KT60	1台	内機点検	-	-	2回	-	-
			フィルターユニット	B2 室内	FHGP	1台	外機点検・内機点検	-	1回	2回	-	-
			プレフィルター	B2 室内	DS-600-31-M	8枚	プレフィルター交換	1回	-	-	-	-
防災資料館	1階	1階	空冷インバータ式パッケージエアコン	2F 室外	FDCVP1604H	1台	外機点検	-	1回	-	-	-
				1F 室内	FDTXP1604H	1台	室内機フィルター清掃・内機点検	-	-	2回	-	1回
			空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン	2F 室外	RAS-HE2M	2台	外機点検					

○岩屋ダム管理所

岩屋ダム管理所で実施する業務内容は、以下のとおりとする。

機 器 名	規 格	数 量
ビル用マルチエアコン（室外機） 機器メーカー：ダイキン	旧館 事務室系統 型式：RTSP335A 機番：A000512A	1 台
	旧館 事務室系統 型式：RTSP224A 機番：A000516A	1 台
	新館 会議室系統 型式：RTSP400A 機番：A000272A	1 台
ビル用マルチエアコン（室内機） 機器メーカー：ダイキン	型式：FXYFP28MC	1 台
	型式：FXYFP45MC	6 台
	型式：FXYFP56MC	6 台
	型式：FXYFP71MC	4 台
	型式：FXYCP56M	1 台
空冷エアコン 機器メーカー：ダイキン	型式：RZZP224BA 機番：A000963A	室外機 1 台 室内機 3 台
	型式：RP140BA 機番：A000349A	室外機 1 台 室内機 2 台
	型式：RZZP56BAT	1 台
全熱交換器ユニット	型式：VAC250GBS	4 台
	型式：VAC500GBS	1 台
換気扇	換気扇	4 台

○岩屋ダム管理所

岩屋ダム管理所の主要設備仕様は以下のとおりある。

種別	種番	種別	数量	客先呼称	型式	型番	外機点検	内機点検	全熱交換器点検	清掃
1	1	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	事務室 東北	FXYP56MC	—	—	2回	—	1回
1	2	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	事務室 南	FXYP56MC	—	—	2回	—	1回
1	3	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	事務室 西北	FXYP56MC	—	—	2回	—	1回
1	4	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	事務室 西中北	FXYP56MC	—	—	2回	—	1回
1	5	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	事務室 西中南	FXYP56MC	—	—	2回	—	1回
1	6	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	事務室 西南	FXYP56MC	—	—	2回	—	1回
1	7	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	所長室 北	FXYP71MC	—	—	2回	—	1回
1	8	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	所長室 南	FXYP71MC	—	—	2回	—	1回
1	9	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	食堂 東	FXYP45MC	—	—	2回	—	1回
1	10	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	食堂 西	FXYP45MC	—	—	2回	—	1回
1	11	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	女子更衣室	FXYP28MC	—	—	2回	—	1回
1	12	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	会議室 北東	FXYP45MC	—	—	2回	—	1回
1	13	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	会議室 北西	FXYP45MC	—	—	2回	—	1回
1	14	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	会議室 南東	FXYP45MC	—	—	2回	—	1回
1	15	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	会議室 南西	FXYP45MC	—	—	2回	—	1回
1	16	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	小会議室 北	FXYP71MC	—	—	2回	—	1回
1	17	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	小会議室 南	FXYP71MC	—	—	2回	—	1回
1	18	ビル用マルチエアコン(室内機)	1台	コピー室	FXYP56M	—	—	2回	—	1回
2	1	全熱交換器	1台	2階 会議室	VAC500GBS	—	—	—	1回	—
2	2	全熱交換器	1台	3階 事務室 北	VAC250GBS	—	—	—	1回	—
2	3	全熱交換器	1台	3階 事務室 南	VAC250GBS	—	—	—	1回	—
2	4	全熱交換器	1台	3階 所長室	VAC250GBS	—	—	—	1回	—
2	5	全熱交換器	1台	3階 小会議室	VAC250GBS	—	—	—	1回	—
3	1	空冷エアコン(室内機)	1台	旧館 4階操作室	RZZP224BA		—	2回	—	1回
3	2	空冷エアコン(室内機)	1台	旧館 4階操作室	RZZP224BA		—	2回	—	1回
3	3	空冷エアコン(室内機)	1台	旧館 4階操作室	RZZP224BA		—	2回	—	1回
3	4	空冷エアコン(室内機)	1台	旧館 4階通信室	RP140BA		—	2回	—	1回
3	5	空冷エアコン(室内機)	1台	旧館 4階通信室	RP140BA		—	2回	—	1回
3	6	空冷エアコン(室外機) PAC-3	1台	屋上	RZZP56BAT	C000801	1回	—	—	—
4	1	空冷エアコン(室外機) PAC-1	1台	屋上	RZZP224BA	A000963A	1回	—	—	—
4	2	空冷エアコン(室外機) PAC-2	1台	屋上	RP140BA	A000349A	1回	—	—	—
4	3	空冷エアコン(室内機)	1台	新館 電算室	RZZP56BAT	—	—	2回	—	1回
5	1	ビル用マルチエアコン(室外機)MAC-1	1台	旧館 事務室系統	RTSP335A	A000512A	1回	—	—	—
5	2	ビル用マルチエアコン(室外機)MAC-1	1台	旧館 事務室系統	RTSP224A	A000516A	1回	—	—	—
5	3	ビル用マルチエアコン(室外機)MAC-2	1台	新館 会議室系統	RTSP400A	A000272A	1回	—	—	—
6	1	換気扇	1台	1階 電源室			—	—	—	1回
6	2	換気扇	1台	1階 電源室			—	—	—	1回
6	3	換気扇	1台	1階 電源室			—	—	—	1回
6	6	換気扇	1台	3階 更衣室			—	—	—	1回
合 計							6回	48回	5回	28回

○味噌川ダム管理所

味噌川ダム管理所で実施する業務内容及び主要設備仕様は、以下のとおりとする。

1. 管理所

設 備 名		形 式 等		規 格	外機点検	内機点検	清掃
冷暖房設備	暖房用温水機	数 量	1 台(ボイラー室)	昭和鉄工(株) 製			
		形 式	無圧温水機	ボイラー型式	1回	-	-
		出力	291kW	(NEOS-S-2500PHK)			
		バーナモータ	0.38kW	バーナ型式(RL-40L)			
	循環ポンプ	数 量	1 台(ボイラー室)	テラル(株) 製	1回	-	-
		口 径	50A				
		電 動 機	1.5kW				
	マルチエアコン室内機	数 量	1 台(所長室)	ダイキン工業(株) 製	-	2回	1回
		型 式	天井埋込カセット形	(F505C2XV)			
		数 量	2 台(2F執務室)	ダイキン工業(株) 製	-	4回	2回
		型 式	天井埋込カセット形	(FHYCJ71F)			
		数 量	4 台(操作室)	ダイキン工業(株) 製	-	8回	4回
		型 式	天井埋込カセット形	(FXYFP71MC)			
		数 量	2 台(通信室1、データ処理室1)	ダイキン工業(株) 製	-	4回	2回
		型 式	天井吊形	(FXYHP90M,FXYHP140M)			
	ルームエアコン室内機	数 量	2 台(3F大会議室)	三洋電機	-	4回	2回
		型 式	天井埋込カセット形	(SPW-SP140E)			
		数 量	1 台(3F仮眠室)	ダイキン工業(株) 製	-	2回	1回
		型 式	天井埋込カセット形	(S56RCV)			
		数 量	1 台(1F宿直室)	三菱電機(株) 製	-	2回	1回
		型 式	壁掛け形	(MSZ-NXV2220-W)			
		数 量	1 台(2F会議室)	ダイキン工業(株) 製	-	2回	1回
		型 式	壁掛け形	(S25VTDXS-W)			
	マルチエアコン室外機	数 量	1 台(3F小会議室)	ダイキン工業(株) 製	-	2回	1回
		型 式	壁掛け形	(S28STFXS)			
		数 量	1 台(所長室)	ダイキン工業(株) 製	1回	-	-
		場 所	2F屋外	(S505C2XV)			
		数 量	1 台(2F執務室)	ダイキン工業(株) 製	1回	-	-
		場 所	3F屋外	(RYJ140F)			
		数 量	2 台(操作室)	ダイキン工業(株) 製	2回	-	-
		場 所	3F屋外	(RQCEP140B)			
	ルームエアコン室外機	数 量	1 台(通信室・データ処理室)	ダイキン工業(株) 製	1回	-	-
		場 所	4F屋外・簡易屋根あり	(RQCEP280B)			
		数 量	2 台(3F大会議室)	三洋電機(株) 製	2回	-	-
		場 所	3F屋外	(SPW-CHEP140E)			
		数 量	1 台(仮眠室)	ダイキン工業(株) 製	1回	-	-
		場 所	3F屋外	(R56RCV)			
		数 量	1 台(1F宿直室)	三菱電機(株) 製	1回	-	-
		場 所	1F屋外	(MUZ-NXV2220)			
	給油設備	数 量	1 台(2F会議室)	ダイキン工業(株) 製	1回	-	-
		場 所	2F屋外	(S25VTDXS-W)			
		数 量	1 台(3F小会議室)	ダイキン工業(株) 製	1回	-	-
		場 所	3F屋外	(R28SFXS)			
	オイルポンプ	数 量	2 台(ボイラー室1、管理所構内)	株荏原製作所 製			
		口 径	20A		2回	-	-
		電 動 機	0.75kW				
合 計					15回	30回	15回

2. 味噌川ダム防災資料館

設 備 名		形 式 等		規 格	外機点検	内機点検	清掃		
冷 暖 房 設 備	マルチエアコン室内機	数 型	量 式	2 台(玄関ホール) 天井埋込カセット形	日立(株) 製 (RCID-GP56K2)	—	4回	2回	
		数 型	量 式	1 台(2F展示室) 天井埋込カセット形	三菱電機(株) 製 (MSZ-KXV5620S-W)	—	2回	1回	
	ルームエアコン室内機	数 型	量 式	1 台(1F多目的ホール) 壁掛け形	三菱電機(株) 製 (MSZ-KXV5620S-W)	—	2回	1回	
		数 型	量 式	1 台(休憩室) 壁掛け形	日立(株) 製 (RAS-EK25M2 W)	—	2回	1回	
		数 型	量 式	1 台(2Fホール) 壁掛け形	三菱電機(株) 製 (MSZ-KXV5620S-W)	—	2回	1回	
		マルチエアコン室外機	数 場	量 所	1 台(玄関ホール) 1F屋外	日立(株) 製 (RAS-GP112RHN)	1回	—	—
	数 場		量 所	1 台(2F展示室) 天井埋込カセット形	三菱電機(株) 製 (PUZ-ERMP160LA12)	1回	—	—	
	ルームエアコン室外機	数 場	量 所	1 台(1F多目的ホール) 1F屋外	三菱電機(株) 製 (MUZ-KXV5620S)	1回	—	—	
		数 場	量 式	1 台(休憩室) 1F屋外	日立(株) 製 (RAC-EK25M2)	1回	—	—	
		ルームエアコン室外機	数 場	量 所	1 台(2Fホール) 1F屋外	三菱電機(株) 製 (MUZ-KXV5620S)	1回	—	—
			合 計				5回	12回	6回

3. 監査廊及び管理所地下階

設 備 名		形 式 等		規 格	外機点検	内機点検	清掃
味噌川ダム 監査廊内除湿機		数 量	2 台(左岸1台、右岸1台)	ダイキン工業(株)			
		形 式	パッケージ形	(J5CA) 左岸	2回	-	2回
		除湿能力	235 $\frac{\text{L}}{\text{day}}$	(J5C) 右岸			
味噌川ダム 管理所地下階除湿機		数 量	2 台(B1階1台、B2階1台)	ダイキン工業(株)			
		形 式	パッケージ形	(J2J) B1階	2回	-	2回
		除湿能力	89 $\frac{\text{L}}{\text{day}}$	(J2K) B2階			
合 計					4回	0回	4回

外機点検	内機点検	清掃
24回	42回	25回

(案)

請 書

- 1 件 名 木曽川上流ダム冷暖房設備点検等業務
- 2 場 所 岐阜県恵那市東野字花無山 2 2 0 1 - 7 9
木曽川上流ダム総合管理所 外
- 3 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- 4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 7 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定し

た場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況

に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔中津川〕簡易裁判所又は〔岐阜〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年11月7日に交付された 木曽川上流ダム冷暖房設備点検等業務
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。